

## 「経営者保証に関するガイドライン」のご案内

株式会社鹿児島銀行

経営者などの個人保証に関し、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を踏まえ、弊行では以下のとおり対応いたします。

1. 保証契約を締結する際、お客さまの意向も踏まえた上で、経営者保証を求めない可能性について、以下項目を確認の上、総合的に検討いたします。

### （1）法人と経営者個人の一体性の解消

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離・区分されているか否か

- 例 ①社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付金などがないか  
②事業活動に必要な資産を法人が所有しているか（経営者所有ではないか）

### （2）財務基盤の強化

- 法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能か否か

- 例 ①業績が堅調で十分な利益を確保しており、内部留保が十分か  
②業績は不安定であるも内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能か

### （3）経営の透明性確保

- 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示などにより経営の透明性確保が図られているか否か

- 例 ①決算報告書のほか、試算表、資金繰り表などの定期的な開示があるか

2. お客さまから保証契約の変更・解除についてお申し出をいただいた場合には、前記1.（1）～（3）の内容を踏まえ、保証の必要性や適切な保証金額の見直しを検討いたします。
3. 保証履行時の履行請求は、原則として、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況などを勘案した上で請求の範囲を決定します。また、経営者などである個人のお客さまが保証債務の整理を申し出た場合には、ガイドラインに則って誠実に対応いたします。
4. 事業承継時、原則として前経営者、後継者の双方から二重の保証を求めません。

以上

## 【ご参考】

### 1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）とは、経営者保証（中小企業の経営者などによる個人保証）において合理性が認められる保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表したものです。

### 2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

（1）経営者保証は、一般に法人と経営者個人の資産・経理等を明確に分離することが困難であることや、企業の信用力の補完、情報不足に伴う債権保全の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に勘案する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（ABL等の融資の検討、金利の一定の上乗せの検討等）を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえたうえで検討することとされています。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
- ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。
- ホ) 経営者から十分な物的担保の提供があること。

（2）将来、経営改善が図られたことにより、保証を頂く必要性が解消または減少された場合には保証契約の解除・変更の可能性があります。お客さまより申出を頂いた場合等には、金融機関は改めてガイドラインに基づき保証契約の必要性を判断することとされています。

（3）保証履行時の履行請求額は、原則として、一律に保証金額全額に対して請求を行わず、保証履行時のお客さまの資産状況を勘案したうえで、履行請求の範囲を決定します。また、お客さまが、ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、金融機関はガイドラインに基づき、誠実に対応することとされています。

（4）事業承継が発生した場合は、金融機関はお客さまより適時適切な情報開示を得た上で、後継者との保証契約締結、及び、前経営者との保証契約解除の必要性について改めて検討・判断することとされています。

以上